

在学生、保護者の皆様

駿河台大学  
学長 大森一宏

## 「秋学期の授業実施方法に関する基本方針」について —対面型授業の再開及びオンライン型授業・ハイブリッド型授業との並行実施—

政府の緊急事態宣言解除後、本学では、感染防止措置を講じた上で状況をみながらキャンパス入構制限を段階的に緩和し、メディアセンター利用の再開などを行ってきました(2020年5月29日付け及び6月18日付け学長発信文書)。

現在、首都圏における新型コロナウイルスの感染状況は、残念ながら長期化する様相を呈しています。秋学期は、10月2日(金)から開始しますが、現時点で授業を全面的に対面型に戻す、あるいはオンライン型を継続する、という判断は必ずしも妥当ではありません。本学は、教室において対面型で授業を行うことを基本としてカリキュラムや授業計画を策定しています。また、学生生活は限られた時間であるということも忘れてはなりません。こうしたことを踏まえて、今後は、学内の感染防止措置と対面型授業を適切に両立させていくことが重要と考えています。

ついては、学部・研究科における秋学期の授業は、春学期とは異なり、感染防止措置を講じた上で可能な限り対面型を準備、再開させていきます。同時に、教室の広さや受講者数による3密回避などを考慮して、オンライン型やハイブリッド型(対面+オンライン)を並行して実施します。秋学期開始時の授業形態の区別は、8月中にお知らせします。ただし、今後の感染症の状況に応じて、これらの区別は変更となる場合があります。

なお、現在、地方や海外の実家などに滞在している学生の皆さんは、対面型授業の再開に伴って通学の拠点をどうするべきかとの課題が生じると思います。自宅通学の学生の皆さんであっても高齢者や基礎疾患のあるご家族と同居されている方は心配な点があるかもしれません。こうした学生の皆さんには、所定の手続きを行うことにより履修登録内容の一部を変更する措置があり、通常期よりも柔軟に対応します。

学年や各自の履修登録の内容、卒業までの単位修得計画などにより、履修上の悩みは様々であると思いますが、少しでも不安な点があれば、FA(ゼミの指導教員)に相談してください。学生の皆さんの状況に応じて、可能な選択肢を確認しながらよりよい方策を一緒に考えましょう。

学生の皆さんが、とりわけ1年生の皆さんが、キャンパスでの学生生活を心待ちにしている中で、本来あるべき完全なキャンパスライフに戻すまでにはもう暫く時間が必要と思われます。本学では学生の皆さんの健康上の安全性を十分に考慮し、同時に高等教育提供の責務を果たすべきと考えていますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

下記に基本方針と注意事項、案内事項を記しますので、必ずご確認ください。

最後になりますが、学生の皆さんが授業を通じて担当教員に質問することは学習内容の修得を深める上でとても重要ですので、ぜひ積極的に行ってください。また、学習、就職、健康面などで少しでも不安なこと、困っていることがあれば、遠慮なく大学の事務窓口までご連絡ください。教職員一同、学生の皆さんのサポートを引き続きしっかりと対応してまいります。

(記)

### 1. 秋学期の授業実施方法に関する基本方針

(1) 秋学期(10月2日(金)開始)の学部・研究科における授業は、対面型授業を再開し、並行してオンライン型やハイブリッド型の授業を実施します。詳細は、8月中にポータルサイト(ポタロウ)等で通知します。

(2) 授業形態は、次の3種類です。

- ① 対面型：全ての授業を対面形式で実施する科目
- ② オンライン型：全ての授業をオンライン形式で実施する科目
- ③ ハイブリッド型：対面形式とオンライン形式を組み合わせる科目

(例) 授業全15回のうち、10回を対面形式、3回をオンライン形式、2回をレポート、など

(3) 国等のガイドラインなどに基づき適切な感染防止措置を講じた上で実施します。

## 2. 注意事項及び案内事項

- (1) 8月中に発表する授業形態(対面型・オンライン型・ハイブリッド型の区別)は、その後の感染症の状況により、変更が生じる場合があります。その場合は、事前にポータルサイト等でお知らせしますので、定期的に情報を確認するようにしてください。
- (2) 通学圏内に戻ることが困難な事情のある学生や学生本人または同居家族に基礎疾患等を有する学生等に対して、授業形態の対応を含めて可能な限り特例措置を講じます。
- (3) 次の事項の詳細は、別途ポータルサイト等で通知します。
  - ① 履修登録内容の一部を変更する手続きに関する事
  - ② 8月12日(水)以降の入構制限に関する事
  - ③ 春学期の補講(補講期間:9月18日(金)~10月1日(木))に関する事
  - ④ 秋学期の学年暦及び定期試験に関する事
  - ⑤ 学内やスクールバスにおける感染防止措置に関する事

以上